

県土 第03 - 39号

平成19年5月11日

関係部局長 様  
各発注機関所属長

県土整備部長

現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について

このことについては、平成16年9月28日付県土第03 - 129号により運用されているところですが、平成19年4月1日付けの入札契約制度の改正に伴い、一部改正しましたので通知いたします。

なお、この改正は平成19年4月1日以降、一般競争入札については公告、指名競争入札においては指名通知に係る工事から適用します。

つきましては、部局内各事業室及び地域機関への周知についてよろしく申し上げます。

事務担当

県土整備部建設業室

TEL 059-224-2723

FAX 059-224-3290

# 現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について

監理技術者制度運用マニュアルにより、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者・主任技術者は、恒常的な雇用3ヶ月の確認が必要になったため、三重県は以下の通りその運用方針を定め、雇用状況の確認をしますので、現場配置技術者に関する書類を提出する際に併せて提出（一部のものは提示）をお願いします。

## 対象工事について

三重県が発注する請負価格2,500万円以上の工事（建築一式は5,000万円以上）

## 確認時期について

### 一般競争入札（議会案件含む）等、事前に配置技術者氏名の提出を求める場合

落札候補者に対して、競争入札参加申請受付最終日以前3ヶ月以上の雇用を確認します。

### 事前に配置技術者氏名の提出を求めない一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の場合

契約業者に対して、契約日以前3ヶ月以上の雇用を確認します。

## 確認方法について

**監理技術者資格者証の写し**又は会社名と雇用期間が明記されている**保険証等の写し**を 配置予定技術者に関する書類を提出する際に併せて提出して下さい。

保険証等とは、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されているもので次に挙げるものとしします。

- ・ 事業所名の記載されている健康保険被保険者証
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
- ・ 雇用保険被保険者資格所得時確認通知書

上記、保険証等で確認できない場合は次の**(1)～(4)全ての書類を提示**してください。

(1). 次のA～Cに挙げる書類1種類

- A．確定申告書の表紙（原本）及び役員報酬明細（提出直前の税務署受理済みの原本）
- B．市町村が発行する所得証明書（写し可）及びそれに対応する源泉徴収票発行控え（原本）
- C．住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用・提出直前の原本）

(2) 賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類（3ヶ月分の原本）

(3) 出勤簿又はそれに類する給与の支払いに関する書類（3ヶ月分の原本）

(4) 所得税源泉徴収簿（3ヶ月の雇用がわかるもの 原本）

(1) について法的な義務付けが無いため、書類が全くないという方は、各発注機関にご相談ください。

(2) について最低賃金以下等、著しく賃金が低い場合は、雇用として認められない場合があります。

(3) について出勤日数が著しく少ない場合は、雇用として認められない場合があります。

これらの確認は平成16年10月1日以降に公告要件を審議する指名審査会にかかる案件から適用します。

附 則 平成16年10月1日 施行

附 則 平成19年4月1日 一部改正・施行